

福岡県統計調査員希望者登録書

年 月 日

福岡県総務部統計課長 殿

私は、福岡県統計調査員登録事業取扱要領2(1)に基づき、下記のとおり福岡県統計調査員の登録を希望し、併せて、登録要件に違反しないことを誓約いたします。

記

以下、選択肢は該当する□にチェックし、その他は()内に具体的に記載。

ふりがな 氏名 (署名又は記名押印)	性別		□男 □女						
	生年月日		年 月 日						
住所	〒 -		職業						
連絡先	電話(自宅固定)	()	-						
	電話(携帯)	()	-						
調査経験	□有り □無し	主な従事 統計調査名	□国勢調査 □経済センサス □その他()						
希望する 調査地域 (市区町村名)									
希望する 統計調査	世帯を対象	□労働力調査 □家計調査 □社会生活基本調査							
	事業所等を対象	□小売物価統計調査							
		□毎月勤労統計調査 □毎月勤労統計調査特別調査							
調査時の 交通手段	□徒歩 □自転車 □バス □西鉄電車 □JR □地下鉄 □その他()								
県庁まで の経路と 交通手段	経路	手段	徒歩	自転車	バス	西鉄電車	JR	地下鉄	その他
	〔 〕内には駅名・バス停名等を記入								
	① 自宅	~②〔 〕	□	□	□	□	□	□	□()
	③〔 〕	~④〔 〕	□	□	□	□	□	□	□()
	⑤〔 〕	~⑥〔 〕	□	□	□	□	□	□	□()
	⑦〔 〕	~⑧〔 〕	□	□	□	□	□	□	□()
⑨〔 〕	~⑩ 県庁	□	□	□	□	□	□	□()	
登録要件	□原則として20歳以上の者 □秘密の保護に関して信頼のおける者 □税務・警察に直接関係のない者 □選挙に直接関係のない者 □暴力団員等でない者 ※別記「登録要件について」を参照。								
健康状態	□調査員としての活動をする上で、健康上の支障はない								
備考									
情報提供に 係る意向	統計法に基づく統計調査の事務を所管している国の省庁・福岡県その他課・県内市町村から、統計調査員の選任の目的で貴職に照会があった場合、貴職から上記の情報を提供することに □ 同意する。 □ 同意しない。								

(注) ・旧姓使用の際は、備考欄にその旨記入してください。

- ・登録されましても、各調査の諸条件等により直ちに統計調査員に任命されない場合がありますので、ご了承願います。
- ・登録後5年間に統計調査員の任用実績のない方については、登録を抹消させていただく場合があります。

登録要件について

・ 税務・警察に直接関係のない者であること

(説明) 調査票が徴税や犯罪捜査の資料として利用されるのではないかとの誤解を招くことのないようにするため、次に示す税の賦課徴収の事務に直接関係する人や警察関係者などは、登録することが出来ません。

① 国税徴収法第2条第11号に規定する徴収吏員及び地方税法第1条第1項第3号に規定する徴収吏員

② 警察法第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官

ただし、税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の人(税務所管課の庶務、納税思想の普及、税務事務の電算処理など)は、登録することとしても差し支えないものであると考えられます。

また、警察官の家族などについては、世帯の誤解を招くことのないよう、調査員の守秘義務の遵守や調査書類の厳重管理などに遺漏のないように特に留意することが必要となります。

・ 選挙に直接関係のない者であること

(説明) 調査活動が選挙運動と誤解されないようにするため、被選挙者、選挙事務所の職員などは避ける必要があります。特に調査期間前後に選挙が予定される場合は、立候補予定者、選挙運動員その他特定の候補者の応援活動を行う人などは登録されることのないようにする必要があります。

調査員は、法的には公職への立候補及び政治的行為が可能です。世帯から無用の誤解を避けるため、調査員の任命期間内にこうしたことを行うことが見込まれる人については、調査員として登録しないこととなります。

・ 暴力団員等でない者であること

(説明) 県では、県及び県内の全ての市町村において暴力団排除条例を制定し、事務事業からの暴力団排除に取り組んでおり、知事が任命する統計調査員の任免等に関する取扱要領を新たに制定して、暴力団員等を統計調査から排除することとしております。

このため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は、この制度に登録することは出来ません。

※ 密接な交際(関係)とは、例えば、友人又は知人として、暴力団員等と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることです。